

しんがた かんせんしょう かん れんらく
新型コロナウイルス感染症に関する連絡について

みなさまご存じのように、大阪市立の幼稚園・小学校・中学校において、新型コロナウイルス感染症による学校休業・学年休業・学級休業などが、連日、報道発表されています。本校においては、本日まで学校休業・学年休業・学級休業は行っておりませんが、今後の感染状況においてはこのような措置を行うことも想定されます。

ところで、大阪市教育委員会が、学校園に示している「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第7版）」では、学校休業・学年休業・学級休業に関して、次のように示されています。（一部を抜粋）

2 学校・学年・学級休業の考え方

教育委員会は、学校からの出席停止の報告等をもとに、次により臨時休業を決定する。

臨時休業の決定に際しては、学校が区保健福祉センターや学校医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、学校における活動の態様や、接触者の多寡等の状況に応じて行うものとする。

(1) 児童及び教職員に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 学校の臨時休業

教育委員会は、「児童の出席停止等の考え方」の「感染」が判明した場合、濃厚接触者の特定及び消毒等のため、必要な期間、学校の臨時休業を行う。ただし、学校が区保健福祉センターや学校医と相談した結果を踏まえ、学校の臨時休業を行わない、もしくは特定の学年、学級のみの臨時休業に替えることができる。

教職員や給食の委託業者・いきいき放課後事業・一時預かり事業の指導員等の感染が判明した場合も同様とする。

感染が判明した時点	学校の休業措置を講ずる場合の期間
・始業時刻まで	・判明日当日から必要な日数※
・始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日から必要な日数※ ・判明した時点で、児童の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講ずる
・終業時刻以降 ・学校の休業日	・翌日から必要な日数※

※必要な日数は、濃厚接触者の特定や学校の消毒等、安全確認に要する期間とし、区保健福祉センターや学校医等と相談のうえ、適宜調整する。

濃厚接触者が特定され、それ以外の安全が確認された後、原則としてそれ以外の学級は再開する。その際、学校が区保健福祉センターや学校医と相談した結果を踏まえ、必要により当該学級以外の学級も引き続き臨時休業を行うこともある。また、状況によっては、周辺の学校の全部または一部において臨時休業を行うこともある。

つきましては、月曜日の混乱をできるだけ避けるため、9月5日（日）の10:00から13:00まで、学校の電話回線を開いて、新型コロナウイルス感染症にかかる連絡を受け付けます。次のような状況があれば、この時間に連絡してください。

- お子さんの感染が判明した。（「陽性」と言われた）
- お子さんが「濃厚接触者」と認定され、検体検査（PCR検査、抗原検査）を、受検した。もしくは受検することとなった。
- 同居家族について、感染が判明した。

※「明日は休みですか？」「連絡はありましたか？」といった問い合わせは、おやめください。

連絡を受けた後、学校は教育委員会・港区保健福祉センターなど関係諸機関と連携の上、休業措置を行う必要があるかどうか、早く決定し、保護者のみなさまにミマモルメやホームページで連絡したいと考えています。ご協力の程、よろしくお願いいたします。なお、やむを得ず決定が月曜日にずれ込んでしまい、保護者のみなさまにご迷惑をおかけすることがあるかもしれません、あらかじめご了承ください。